第十八条の二十一第八項第二号中「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「（同条第十九項」を「（同条第二十一項」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同号ト中「前号チ及びリに」を「前号チからヌまでに」に改め、同項第三号ホ中「第一号リ」を「第一号リ及びヌ」に改め、同項第四号中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に改め、同条第十項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第二十六項又は第二十九項」を「同条第二十八項又は第三十一項」に、「及び第二十六項又は第二十九項」を「及び第二十八項又は第三十一項」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第二十二項中「第四十一条第二十七項に規定する財務省令」を「第四十一条第二十九項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十一条第二十九項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第二十八項」に改め、同条第二十三項中「第四十一条第二十九項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第二十八項」に改め、同条第二十四項中「第四十一条第二十七項」を「第四十一条第二十九項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第二十五項中「第四十一条第三十項」を「第四十一条第三十二項」に改め、同項第一号中「第四十一条第二十九項」を「第四十一条第三十一項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項第二号及び第四号中「第四十一条第二十九項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同条第二十七項及び第二十八項中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に改める。

第十八条の二十三第三項及び第六項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改める。

第十八条の二十三の二に次の一項を加える。

4　国税庁長官は、別表第八㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の二十三の二の二第十項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に、「第十九条の十一の三第十二項第二号」を「第十九条の十一の三第十二項第二号」に改め、同条第十二項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改める。

第十八条の二十三の三第一項中「第四十一条の三の四第一項に規定する財務省令」を「第四十一条の三の十二第一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同項第四号イ中「第四十一条の三の三第四項第二号」を「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同号ロ中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に、「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同号ハ中「第四十一条の三の三第四項第四号」を「第四十一条の三の十一第四項第四号」に、「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条第二項中「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条の三の四第六項」を「第四十一条の三の十二第六項」に、「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の三の四第一項」を「第四十一条の三の十二第一項」に改め、同条を第十八条の二十三の八とする。

第十八条の二十三の二の二の次に次の五条を加える。

（令和六年分における所得税額の特別控除）

第十八条の二十三の三　法第四十一条の三の三第七項に規定する財務省令で定める規定は、所得税法第二編第三章第二節の規定、法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第二十五条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項及び第四項、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項の規定とする。

（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）

第十八条の二十三の四　法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する財務省令で定める金額は、第二期（所得税法第百四条第一項に規定する第二期をいう。以下この条において同じ。）において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がある場合における減額の承認に係る予定納税特別控除額（同条第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。）（第一期（法第四十一条の三の四第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項に規定する第一期をいう。以下この条において同じ。）及び第二期において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がなく、かつ、第一期において法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には、予定納税特別控除額（同条第三項に規定する予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。）に相当する金額）から、第一期において法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する控除前第一期予定納税額から控除することができた予定納税特別控除額（第一期において、同条第一項の規定の適用がある場合には減額の承認に係る予定納税特別控除額とし、同項及び法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には零とする。）に係る金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合及び法第四十一条の三の六第四項の居住者の令和六年分の所得税に係るその年の合計所得金額（所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。）が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、零）とする。